

第3章

環境施策の展開

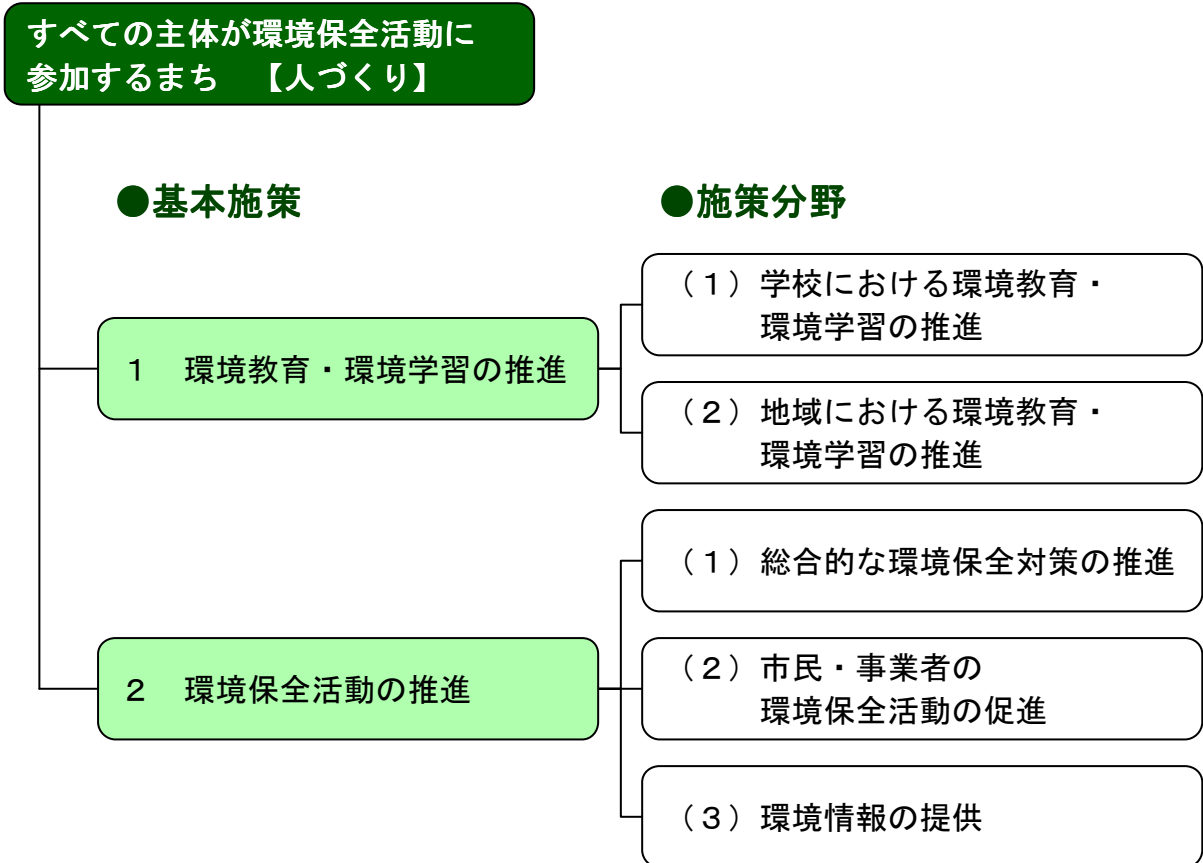
- 3.1 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
- 3.2 地球環境への負荷が少ないまち
- 3.3 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち
- 3.4 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち
- 3.5 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

3.1 すべての主体が環境保全活動に参加するまち

めざすべき環境像を実現するためには、市民・事業者・行政が自主的・積極的取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力していくことが不可欠です。このため、「すべての主体の参加」をめざすべき環境像を実現するための共通の基盤として位置づけ、基本計画を推進していきます。

基本目標「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

●基本目標



基本施策 1 環境教育・環境学習の推進

1) 現状と課題

市立学校園において、教職員すべてが環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育・環境学習に生かしていくことを目的に、平成 18 年度に本市独自の「学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)」を構築し、環境保全の取り組みを推進しています。

また、平成 18 年 9 月には「枚方市環境教育・環境学習推進指針」を策定し、市民・事業者・行政が連携・協力して、地域で環境のことを学ぶ仕組みづくりや保育所(園)・学校園における環境教育・環境学習の仕組みづくりを進めています。

市民・事業者との連携を図りながら、それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習の仕組みを検討するとともに、子どもだけでなく大人も対象にした環境講座等の取り組みをさらに強化していく必要があります。

2) 施策の方向性

それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進するなど、環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動を実践する市民・事業者を育成します。

3) 施策分野

(1) 学校における環境教育・環境学習の推進

- ① 「学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)」を活用し、環境教育・環境学習の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- ② 環境教育・環境学習のプログラムや教材の充実を図り、体験型の環境出前授業などの取り組みを推進します。

<主な事業例>

- 「学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)」の運用
- 環境副読本「わたしたちのくらしと環境」の作成及び活用
- 「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成及び活用
- 環境出前授業の実施

(2) 地域における環境教育・環境学習の推進

- ①市民を対象とした環境講座等の充実を図り、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進します。
- ②環境教育・環境学習の指導者の育成を図るとともに、指導者の活動場所や機会の創出に努めます。
- ③グリーンコンシューマー（環境意識の高い消費者）の育成に努めます。

<主な事業例>

- 環境講座等の実施
- グリーンコンシューマー育成のための講座の実施



保育所における環境出前授業

基本施策 2 環境保全活動の推進

1) 現状と課題

環境に関連する施策・事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成 13 年に ISO14001 を認証取得し、環境マネジメントシステムを構築・運用しています。また、環境保全活動に係る費用とその効果を把握し、施策・事業の効果的かつ効率的な実施に向けて環境会計を導入するなど、環境保全の取り組みを推進しています。

市民・事業者の環境保全活動を促進するため、環境保全活動を実践している個人、団体、事業者を対象とした環境表彰を実施しているほか、パートナーシップ組織である「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携・協力しながら、様々な取り組みを進めています。

本市の環境の現況や基本計画に基づく施策・事業の進捗状況をまとめた「ひらかたの環境（環境白書）」や「エコレポート（枚方市環境報告書）」を毎年発行するとともに、環境に関する取り組みや市域で開催される環境イベント等の情報を市民に伝える番組「環境定期便」を放送しています。

今後更なる確かな環境情報の提供に努めるなど、市民・事業者による環境保全活動をさらに促進する施策を実施していくとともに、市民・事業者・行政の間の連携をさらに強化し、ネットワークの輪を広げていく必要があります。

2) 施策の方向性

環境情報を積極的に提供することにより環境意識の向上や情報の共有化を図るとともに、各主体間の交流の機会を増やすなど、市民・事業者による環境保全活動を促進するための支援を行います。

3) 施策分野

(1) 総合的な環境保全対策の推進

- ① ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムや環境会計の仕組みを有効に活用するなど、環境に関連する施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。
- ② 環境に配慮した物品の購入や事業活動から生じる環境負荷低減に向けた取り組みを推進します。

<主な事業例>

- ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用
- 環境会計の取り組みの推進
- グリーン購入の推進

(2) 市民・事業者の環境保全活動の促進

- ①様々な広報媒体による啓発やイベントの開催などを通じ、市民・事業者に環境保全活動の実践を働きかけます。
- ②環境保全活動を実践している個人、団体又は事業者などの活動が促進されるよう、活動に対する支援や環境表彰を行います。
- ③「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などを通じて、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域の環境保全活動を推進します。
- ④ISO14001 及びエコアクション 21 を認証取得する際に助成を行うなど、事業者の環境保全活動を促進するための支援を行います。
- ⑤「枚方市地球温暖化対策協議会」での活動を促進します。

<主な事業例>

- 環境関連市民活動団体間の交流の促進
- エコライフの普及・啓発
- 環境表彰の実施
- ISO14001 及びエコアクション 21 の認証取得への助成

(3) 環境情報の提供

- ①環境に関する情報の体系的な収集・整理を行います。
- ②「ひらかたの環境（環境白書）」や「エコレポート（枚方市環境報告書）」などを通じて、幅広く環境情報を提供します。

<主な事業例>

- 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行
- 「エコレポート（枚方市環境報告書）」の発行
- 中央図書館におけるエコライフコーナーの充実
- 広報ひらかたへの環境記事の掲載
- 市ホームページにおける環境関連ページの充実

3.2 地球環境への負荷が少ないまち

基本目標「地球環境への負荷が少ないまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

●基本目標

地球環境への負荷が
少ないまち 【地球環境】

●基本施策

1 地球温暖化対策の推進

2 地球環境保全対策の推進

●施策分野

(1) 温室効果ガス排出抑制対策の
推進

(2) 再生可能エネルギー等の
導入促進

(3) ヒートアイランド対策の推進

(1) 広域的な連携の推進

基本施策 1 地球温暖化対策の推進

1) 現状と課題

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、「枚方市役所 CO2 削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」及び「枚方市地域新エネルギービジョン」を策定するとともに、「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携・協力し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進しています。

本市域における二酸化炭素の総排出量は、平成 19 年度は約 166 万トンとなっており、平成 17 年度に比べて約 4 万トン増加（約 2.5%増加）しています。地球温暖化は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動と密接に関連しており、自らのライフスタイルやビジネススタイルを地球環境の視点から見つめ直し、市民・事業者・行政の間での連携・協力をさらに強化し、地球温暖化防止に向け一体となって取り組みを推進していく必要があります。

また、平成 14 年と平成 18 年には、日別国内最高気温が記録されたこともあり、地球温暖化対策とあわせて、「枚方市暑気対策指針」に基づきヒートアイランド対策を推進していく必要があります。

2) 施策の方向性

省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進など、エネルギーの効率的な利用により二酸化炭素の排出削減などを図るとともに、ヒートアイランド対策を推進します。

3) 施策分野

(1) 温室効果ガス排出抑制対策の推進

- ①公共施設・設備の新設・改修等を行う際、省エネルギー型の機器・設備の導入や省エネルギーに配慮した建築物の整備を推進します。
- ②公共施設におけるエネルギー管理体制を強化し、エネルギーの効率的な利用を推進します。
- ③市民・事業者に対して、省エネルギーに関する情報提供などを充実させます。
- ④省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、普及・啓発を行います。

<主な事業例>

- 公共施設・設備の省エネルギー化の実施
- 住宅の省エネルギー化への支援
- 工場・事業場の省エネルギー化への支援
- ひらかたエコライフキャンペーンの実施

(2) 再生可能エネルギー等の導入促進

- ①公共施設・設備の新設・改修等を行う際、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等を利用した設備の導入を検討します。
- ②市民・事業者に対して、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を促進するための普及・啓発や支援を行います。

<主な事業例>

- 公共施設への太陽光発電システムの導入
- 太陽光発電システムの設置に対する市民・事業者への支援

(3) ヒートアイランド対策の推進

- ①地表面等の表面被覆の改善や水等による冷却効果の活用など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。
- ②学校園における「緑のカーテン」や「緑のじゅうたん」の良好な生育に努めます。
- ③公共施設において「緑のカーテン」の取り組みを行うとともに、市民・事業者に対して「緑のカーテン」の普及・啓発を行います。

<主な事業例>

- 気温調査の実施
- 学校園における「緑のカーテン」や「緑のじゅうたん」の実施
- 公共施設における「緑のカーテン」の実施
- 「緑のカーテンコンテスト」の実施

基本施策 2 地球環境保全対策の推進

1) 現状と課題

酸性雨対策については、広域的な連携が必要なことから、大阪府では平成元年度に大阪府酸性雨調査連絡会が組織されており、本市もこの連絡会に参加しています。大阪府酸性雨調査連絡会では、酸性雨のモニタリング調査を大阪府下の 11 か所で実施しており、本市域においても 1 か所で行われています。広域的に状況を把握するため、今後も大阪府酸性雨調査連絡会に参加し、情報収集を行っていきます。

オゾン層の保護に向けた取り組みとして、大阪府フロン対策協議会に参加し、フロンの回収・処理を推進するための啓発事業を行ってしています。今後も大阪府フロン対策協議会に参加し、広域的な連携を図っていく必要があります。

2) 施策の方向性

酸性雨の防止やオゾン層の保護などに関して、広域的な連携を図りながら、取り組みを推進します。

3) 施策分野

(1) 広域的な連携の推進

- ①国や大阪府と連携を図りながら、酸性雨やオゾン層の保護に関する情報の収集・整理に努めます。

<主な事業例>

- 大阪府酸性雨調査連絡会への参加
- 大阪府フロン対策協議会への参加

3.3 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

基本目標「豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

●基本目標

豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 【自然環境】

●基本施策

1 自然環境の保全

●施策分野

(1) 里山の保全

(2) 生態系の保全

(3) 自然とのふれあいの場の確保

(4) 緑の保全と創出

(1) 「農」を守り、活かす

(2) 「農」とのふれあいの促進

基本施策 1

自然環境の保全

1) 現状と課題

本市の自然環境は、里山、水辺地、農地、市街地の孤立林によって特徴づけられています。

東部地域の津田・尊延寺・穂谷地区には、人と自然が共存する里山が残されており、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、調査が行われています。東部地域の里山や水辺地などは、動植物の生息・生育地だけでなく、地球温暖化防止や景観形成、災害の防止など、多くの面で重要な役割を果たしていることから、将来の世代に保全・継承していく必要があります。また、東部地域の里山は、全国的にも非常に価値の高いものであり、保全のあり方を検討していく必要があります。

本市西部を流れる淀川は、生息・生育する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られており、楠葉付近は淀川の大規模な氾濫原を特徴づける植物が豊富な地区となっています。その一方で、人口の増加や市街地の拡大により、農地などの自然環境が失われ、日常的に自然とふれあう機会が少なくなっています。

本市では、「枚方市緑の基本計画」に基づき緑の保全及び創出に関する取り組みを推進しています。都市公園は、405か所（面積202.34ha）が整備（平成22年4月1日現在）されており、市民1人あたりの公園面積は4.98m²であり、大阪府の1人あたりの面積5.60m²よりも低い水準となっています。また、本市の緑被率（枚方市都市計画区域面積に対して樹林等が生育している面積の割合）は年々減少し平成19年で31.8%となっています。都市部の緑は、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に役立つだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、環境の保全に大きな役割を果たすことから、公園整備や公共施設の緑化とともに、市民・事業者と連携した緑化の推進を図る必要があります。また、「緑のガイドライン」を策定するなど、さらなる緑化に向けた取り組みを推進していく必要があります。

近年、外来種については生態系への影響が懸念されていることから、情報収集に努め、大阪府などと連携を図りながら対応していく必要があります。

2) 施策の方向性

里山や水辺地などを保全し、動植物の生息・生育環境の確保に努め、健全な生態系を保全していくとともに、身近にふれあえる緑の保全と創出を推進します。

3) 施策分野

(1) 里山の保全

- ①里山が市民全体の貴重な財産であるという認識のもと、保全のための普及・啓発の取り組みやボランティア活動の支援等について、地権者等、市民、行政が担うべき施策等を明確にして、連携して里山保全活動に取り組みます。
- ②環境教育・環境学習の場、健康づくり等の場、生き物とのふれあいの場、まちづくり活動の場等として、里山の利活用を促進する施策に取り組みます。
- ③公園や河川の整備時には、里山保全の一環とした公共事業に取り組みます。
- ④里山保全の活動場所は、地権者等に対し、里山保全の理解と協力を求めた上で確保するように努め、市民による保全活動の充実、継続性を図ります。
- ⑤里山を継続的に適切に保全していくため地区ごとに地権者等、市民、行政が協議・調整を行い、実行する組織として設立した「森づくり委員会」等を通じて取り組みを推進します。
- ⑥「枚方市東部地域里山保全基金」を活用し、里山保全活動の支援に取り組みます。
- ⑦地権者等、市民によるボランティア活動や市の取り組みについて情報発信を行い、里山保全に対する普及・啓発を図ります。

<主な事業例>

- 森林ボランティアの育成
- 里山保全活動団体への支援

(2) 生態系の保全

- ①多様な生物の生息・生育状況に関する調査を定期的・継続的に実施し、自然環境に関する情報の収集・整備を図るとともに、生息・生育環境の適正な保護管理に努めます。
- ②多様な生物の生息・生育空間を面的に維持するため、東部の山地から淀川の水辺に至る緑の回廊を守り、創り出します。
- ③「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、大阪府と連携して、計画的な防除を進めるなど、外来種対策を推進します。

<主な事業例>

- 生物多様性に関する基本方針の策定
- 自然環境保全調査の実施
- アライグマなどの外来種生物の防除

(3) 自然とのふれあいの場の確保

- ①自然観察会の開催など、自然とふれあえるための機会の創出を推進します。
- ②河川改修において生物の生息・生育空間を維持・回復するよう配慮するなど、水辺の自然環境の保全と創造を推進します。
- ③自然巡回路や緑道の整備を行い、緑のネットワークの整備を推進します。

<主な事業例>

- 自然観察会の開催
- 津田山散策道の維持管理
- ビオトープの整備

(4) 緑の保全と創出

- ①緑豊かで美しいまちづくりを推進します。
- ②緑に親しめる公園の整備を推進します。
- ③公共施設や道路などの緑化を推進します。
- ④保存樹木・樹林の指定を行います。
- ⑤市民の自主的な緑化活動が推進されるよう支援します。

<主な事業例>

- 公園の整備
- 緑化フェスティバルの開催
- 生垣緑化の助成
- 緑化樹木の配布
- 保存樹木・樹林の助成

基本施策2

「農」を活かしたまちづくり

1) 現状と課題

本市の農業の概要は、平成17年の農家数が1,433戸、経営耕地面積が47,242aであり、水稲栽培が中心となっています。農地は、防災・緑地空間・水源涵養・市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然にふれあえる癒しの場など、多面的な機能を有しています。また、食の安心・安全や食料自給率の向上等のためにも、農地の保全及び地産地消の取り組みを推進していく必要があります。

本市では、環境にやさしい農業を推進し、市民により安心して安全な農作物を供給するとともに、付加価値を付けることにより農業振興に寄与することを目指しています。そこで、平成11年度からレンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」への取り組みを始めました。さらに、平成16年度から、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された「大阪エコ農産物」の普及・拡大に取り組んでおり、平成22年度からの「レンゲ栽培米」は、大阪エコ農産物認証を得て「エコれんげ米」として販売されています。これら「大阪エコ農産物」の野菜は学校給食にも提供されています。

今後は、大阪エコ農産物の周知度をさらに向上させていくとともに、直販等において付加価値をつけての販売ができるよう、枚方産の環境にやさしい農産物の普及・啓発に努めていく必要があります。

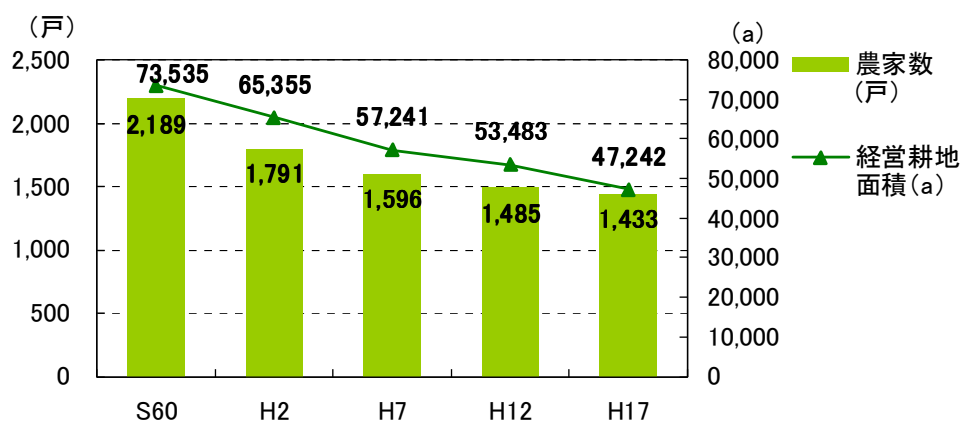


図 3.3.1 農家数と経営耕地面積の推移

2) 施策の方向性

農業の振興を図るとともに、「農」とのふれあいを促進し、「農」を守り、活かしたまちづくりを推進します。

3) 施策分野

(1) 「農」を守り、活かす

- ①減農薬や減化学肥料の環境にやさしい農産物（大阪エコ農産物・エコれんげ米等）の普及・拡大を促進します。
- ②地元農産物について、学校給食への提供や市内各地の直販「ふれあい朝市」の開催を支援することにより地産地消を推進します。
- ③市内の商業、工業、観光の分野と連携し、地元農産物の販売を通して農業振興を進める「マルシェ・ひらかた」を開催します。
- ④農地の保全のため、農業生産の基盤の整備を行う土地改良事業を支援します。
- ⑤関係団体等との連携により、「農」の多様な担い手を育成・確保し、農地の利用集積などを行い、遊休農地対策などに取り組みます。

<主な事業例>

- エコ農産物の普及・拡大
- 地元農産物の直販の促進
- 学校給食への地元農産物の提供
- マルシェ・ひらかたの開催
- 土地改良事業の支援

(2) 「農」とのふれあいの促進

- ①「農」や「食」などの大切さについて市民の理解を深めてもらうため、農業体験の機会の拡充を図ります。
- ② 農業者の指導のもと市内小学校の児童を対象にした食農体験学習を推進します。

<主な事業例>

- 農業ふれあいツアーの推進
- 「食農体験学習」の推進



レンゲ栽培田

3.4 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

基本目標「環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

●基本目標

環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 【都市環境】

●基本施策

1 環境にやさしいまちづくり

●施策分野

(1) 環境に配慮した開発への誘導

(2) 環境負荷の少ない都市構造への転換

2 美しいまち並みの確保

(1) 環境美化の推進

(2) 良好な景観形成の推進

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

基本施策 1 環境にやさしいまちづくり

1) 現状と課題

開発事業等による良好な都市環境の保全及び形成を図るため、これまでの「枚方市住宅建設等開発行為に関する指導要綱」を条例化し、平成 17 年 12 月から「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」を施行しています。また、「枚方市住み良い環境に関する条例」や「枚方市環境影響評価条例」などを適正に運用することにより、環境に配慮したまちづくりを進めています。

地域の住民が地域の特性を生かして、良好な住環境を保全していくことを目的に建築協定制度を推進しており、建築協定地区は 34 地区（平成 21 年度末）となっています。開発行為等を誘導・規制することにより、良好な環境の街区の整備や保全を行うための地区計画制度も推進しており、都市としての活力を維持・発展させながら、将来にわたって住み続けられるよう、計画的で効果的な土地利用を図っていく必要があります。

自動車交通の円滑化を図るために、道路や駅前広場の整備を行うとともに、ノーマイカーデーの推進や転入者へのバスタウンマップの配布を行うなど、公共交通の利用促進に関する取り組みを進めています。自動車の交通流対策の推進や公共交通機関の利用促進などは、地球温暖化の問題にも大きく関連しており、環境への負荷が少ない低炭素型の都市構造への転換を推進していく必要があります。

2) 施策の方向性

地域資源を活かした良好な都市空間を創造し、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

3) 施策分野

(1) 環境に配慮した開発への誘導

- ① 「枚方市住み良い環境に関する条例」や「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」の適切な運用により、計画的な秩序あるまちづくりを推進します。
- ② 良好な住環境を守るため、建築協定や地区計画制度を推進します。
- ③ 「枚方市環境影響評価条例」の適正な運用を図ります。

＜主な事業例＞

- 建築協定によるまち並み形成の支援
- 地区計画による計画的なまちづくりの推進
- 「枚方市環境影響評価条例」の運用による環境に配慮した開発への誘導

(2) 環境負荷の少ない都市構造への転換

- ①環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりを推進します。
- ②自動車交通による環境負荷の低減に向けて、道路ネットワークの整備など道路交通の円滑化を推進するとともに、交通需要の適正化に関する取り組みを進めます。
- ③駐輪場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・徒歩の利用を促進します。
- ④関係機関との連携のもと、バス路線の拡充・拡大やコミュニティバスの運行など、公共交通機関の利便性・快適性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。
- ⑤モビリティ・マネジメントを実施することにより、自動車利用から公共交通機関・自転車・徒歩を利用するライフスタイルへの転換を促進します。

＜主な事業例＞

- 幹線道路や駅前広場の整備
- 京阪本線連続立体交差化の推進
- ボトルネック箇所を中心とした交差点や踏切対策の推進
- 自転車利用の環境整備
- 公共交通機関利用の促進
- エコ通勤の促進
- ノーマイカーデーの推進



枚方藤阪線

基本施策2 美しいまち並みの確保

1) 現状と課題

清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成14年に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置等の防止対策を推進しています。また、平成20年に「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に指定しています。

都市景観の保全を進めるため、平成6年に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために「枚方市都市景観形成要綱」を平成11年より施行しています。

本市は古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っています。各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する目的で、現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定しています。

美しいまち並みを確保するには、市民・事業者・行政の各主体が「自分たちのまちは自分たちで美しく」という意識を持ち、行動することが重要であり、また、本市には百済寺跡、渚院、枚方宿など多くの歴史文化遺産が現存することから、これらの歴史文化遺産を確実に保存するとともに、良好な都市景観の形成を進めていく必要があります。

2) 施策の方向性

良好なまち並みを保つなど、まちの美しさを高めるとともに、歴史文化遺産を保存・活用し、歴史の薫り豊かなまちづくりを推進します。

3) 施策分野

(1) 環境美化の推進

- ①ごみのポイ捨てや犬のふんの放置を防止する対策を推進します。
- ②地域における公共場所の環境美化活動を支援します。
- ③雑草が繁茂する空き地について、適正管理のための指導を行います。

＜主な事業例＞

- まちの美化に関する啓発
- 歩きたばこなどの路上喫煙の制限に関する啓発
- アダプトプログラムをはじめとする美化活動の推進
- 不法投棄防止の監視・パトロールの実施

(2) 良好な景観形成の推進

- ①枚方市都市景観基本計画に基づき、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。
- ②屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進します。

＜主な事業例＞

- 不法屋外広告物追放推進団体・推進員による不法屋外広告物の撤去

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

- ①古墳などの歴史文化遺産を保存することで歴史的な景観を守ります。
- ②歴史文化遺産を後世に継承していくことにより、郷土への愛着や連帯感を強め、まちの賑わいの増進を図ります。
- ③「枚方市歴史ガイドブック」や文化財説明板を活用することで、市民が身近に歴史を感じることができる環境を整えます。
- ④伝統・伝承文化を保存・継承します。

＜主な事業例＞

- 特別史跡百濟寺跡の再整備
- 楠葉台場跡の保存と活用
- 歴史文化遺産に関する啓発
- 枚方の伝統的産業である河内そうめん業、酒造業の振興
- 河内そうめんづくりの後継者育成を図る奨励金制度の活用
- ひらかた市民菊人形への支援

3.5 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち

基本目標「安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

●基本目標

安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち 【生活環境】

●基本施策

1 循環型社会の構築

2 良好な水資源の保全と活用

3 良好な生活環境の確保

●施策分野

(1) 発生抑制行動の浸透

(2) リサイクルシステムの確立

(3) 排出者責任の徹底

(4) 環境に配慮した
処理システムの構築

(1) 水環境の保全

(2) 水資源の有効活用

(1) 大気環境の保全

(2) 騒音・振動の防止

(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止

(4) 化学物質の適正管理

基本施策 1 循環型社会の構築

1) 現状と課題

本市におけるごみ処理量は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを背景に昭和 50 年代から増加を続けていましたが、平成 7 年度を境に減少傾向を示しています。このうち、事業系ごみは平成 8 年度から減少傾向を示すようになり、家庭系ごみについても平成 10 年のごみ袋の透明・白色半透明袋化の本格実施、平成 11 年の粗大ごみ電話申込制の導入、平成 14 年の大型ごみ有料化、平成 20 年のペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集の実施などによる減量効果が現れています。

平成 21 年度のごみの年間処理量は約 11.1 万トンとなっており、ピーク時の平成 7 年度に比べ、約 3.9 万トンのごみ処理量が減少しています。また、平成 21 年度の市民 1 人 1 日あたりの焼却ごみ量は 880g であり、大阪府平均 1,173g（平成 20 年度）よりも大幅に下回っています。

循環型社会や低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制を最優先に環境負荷の低減と資源の有効利用を推進していく必要があります。

平成 21 年 6 月に策定された「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」に基づき着実に施策を展開し、ライフスタイルの見直しも含めた、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現をめざす必要があります。

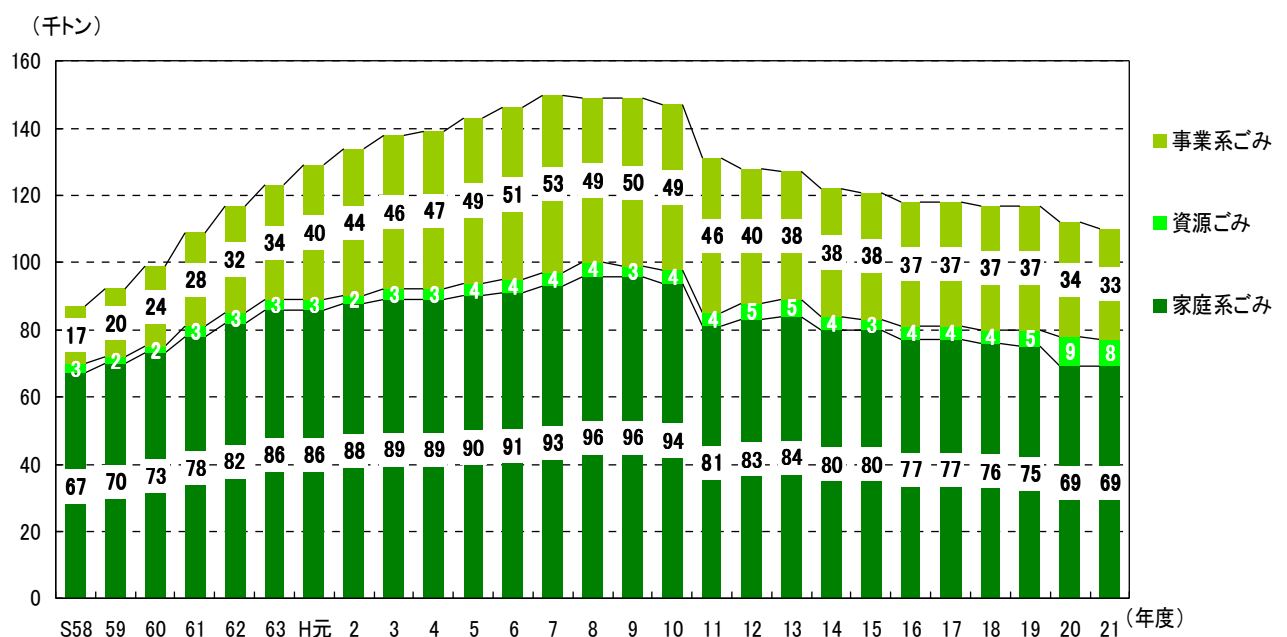


図 3.5.1 ごみ処理量の推移

2) 施策の方向性

ごみの排出抑制を徹底し、再使用・再生利用など、多様な資源循環の輪を広げ、焼却ごみの半減化をめざします。

3) 施策分野

(1) 発生抑制行動の浸透

- ①市民へ減量目標を浸透させていくため、啓発活動や情報提供活動を充実します。
- ②環境に配慮した消費行動を実践する消費者を育成することにより、市民一人ひとりをスマートライフへ誘導します。
- ③地域環境学習活動の支援をします。
- ④事業者へ減量目標を浸透させていくため、啓発活動や情報提供活動を充実します。
- ⑤環境配慮型販売を浸透させていきます。

<主な事業例>

- スマートライフの手引きの充実
- 廃棄物減量等推進員を中心とした地域環境学習活動の活性化
- エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言の店）制度の活用
- ノーレジ袋（マイバック持参）の拡大に向けた取り組みの強化
- マイボトル持参キャンペーンの実施

(2) リサイクルシステムの確立

- ①分別排出ルール of 周知徹底を図ります。
- ②地域におけるごみ排出管理の徹底を図ります。
- ③分別排出品目を拡充します。
- ④生ごみ堆肥化を促進します。

<主な事業例>

- ごみの分別排出ルールにおける新しい情報提供システムの活用
- 再生資源集団回収への支援
- 廃食用油、紙パック回収運動への支援
- 店頭回収や商店街におけるエコステーションなどリサイクル拠点の充実

(3) 排出者責任の徹底

- ①多量排出事業所への減量指導を強化します。
- ②ごみ搬入検査を充実します。
- ③資源共同回収システムを構築します。
- ④生ごみ等有機資源のリサイクルを促進します。
- ⑤市役所において、ごみ排出抑制の行動を率先して推進します。

<主な事業例>

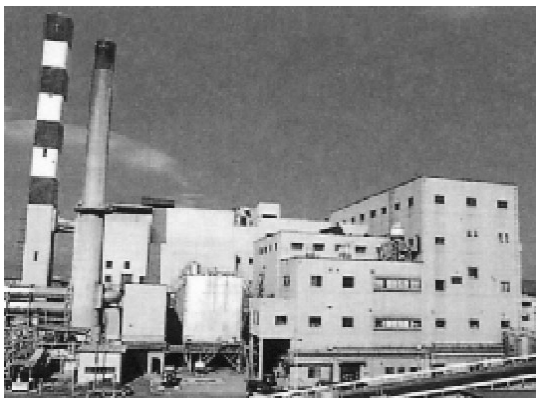
- 廃棄物減量計画書を主体としたごみの自主管理の仕組みづくり
- 許可業者等と連携した資源回収システムの形成
- 学校給食関係ごみ減量の推進
- 水道施設内の剪定枝のチップ化

(4) 環境に配慮した処理システムの構築

- ①効率的なリサイクルの推進に適した収集体制を確立します。
- ②市民ニーズに対応した収集サービスを実施します。
- ③収集車両の環境負荷を低減します。
- ④穂谷川清掃工場、東部清掃工場の適正な運営と維持管理に努めます。
- ⑤ごみ減量の推進による最終処分量を削減します。

<主な事業例>

- 市民との意見交流による収集システムの改善
- 環境にやさしい収集車両の拡大



穂谷川清掃工場



東部清掃工場

基本施策 2

良好な水資源の保全と活用

1) 現状と課題

河川における生物化学的酸素要求量（BOD）については、工場・事業場に対する規制指導や下水道整備等により、概ね改善傾向にあり、平成 21 年度の調査結果によると、環境基準点 3 地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のうち、天野川では環境基準を達成しています。

浮遊物質（SS）及び溶存酸素量（DO）については、環境基準を達成していますが、水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数については、環境基準点 3 地点でそれぞれ、環境基準を超過した日がありました。また、カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

公共下水道人口普及率（平成 21 年度末行政人口に対する整備人口の割合）は、92.3% となっています。今後も、公共下水道の整備を行うなど地域特性に応じた生活排水対策を行うことにより、河川等の水環境を保全するとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要があります。

雨水の貯留機能の確保について交北公園、車塚公園、南部生涯学習市民センター等で雨水を散水などに利用しています。また、東部清掃工場では、屋上に降った雨水を滅菌処理し貯留して、灌水用に有効利用しています。

里山や農地を保全し、雨水の貯留・浸透能力や地下水の涵養能力を保全・向上することにより、東部地域の里山と淀川の水循環のつながりを含めた、健全な水の循環を形成する必要があります。

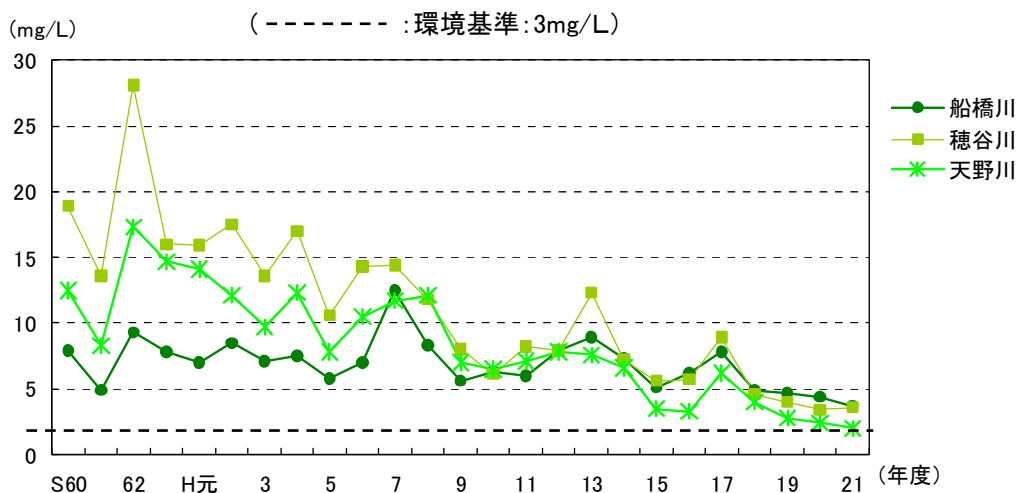


図 3.5.2 環境基準点での BOD (75%値) の推移と環境基準との比較

2) 施策の方向性

水質について環境基準の達成をめざすとともに、健全な水循環を確保します。

3) 施策分野

(1) 水環境の保全

- ①工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、生活排水に関する啓発などの水質汚濁防止対策を推進します。
- ②河川水質調査の実施や水質汚濁監視データの情報提供を推進するなど、環境監視の充実を図ります。
- ③河川などの水質改善に向けて、下水道（汚水）を整備し、水洗化を促進します。

<主な事業例>

- 生活排水適正処理に向けた啓発
- 河川水質調査の実施
- 下水道（汚水）の整備

(2) 水資源の有効利用

- ①雨水を散水・トイレの洗浄水等に利用するなど雨水利用施設の導入を検討します。
- ②市民、事業者に対し雨水の貯留及びその利用を促すよう啓発を行います。
- ③下水の高度処理水を公共施設における散水・トイレの洗浄水など雑用水や、せせらぎなど修景用水として利用します。
- ④雨水の貯留・浸透能力を有する里山や農地を保全します。

<主な事業例>

- 雨水タンクの有効利用



天野川

基本施策 3

良好な生活環境の確保

1) 現状と課題

市民の健康と良好な生活環境を守っていくために、本市では大気汚染、騒音などの公害の防止や、澄んだ空気、静けさの確保など、より良好な環境をめざした取り組みを進めています。

<大気質>

大気質について、環境基準の長期的評価をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工場・事業場に対する排出規制、公害防止技術の進展や自動車排出ガス規制の強化などにより、近年では一定の改善が進み、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因物質であり、その環境基準の達成状況は全国的にも低く、本市においても環境基準の達成ができていません。

大気質は全般的に改善傾向にあります。低公害車等の普及促進や公共交通機関の利用などにより、自動車利用を抑制し自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑えていく必要があります。また、工場・事業場に対する規制・指導を継続して推進することが求められています。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・大阪府と連携した広域的な対策を強化する必要があります。

平成 21 年 9 月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) について、今後状況を把握していく必要があります。

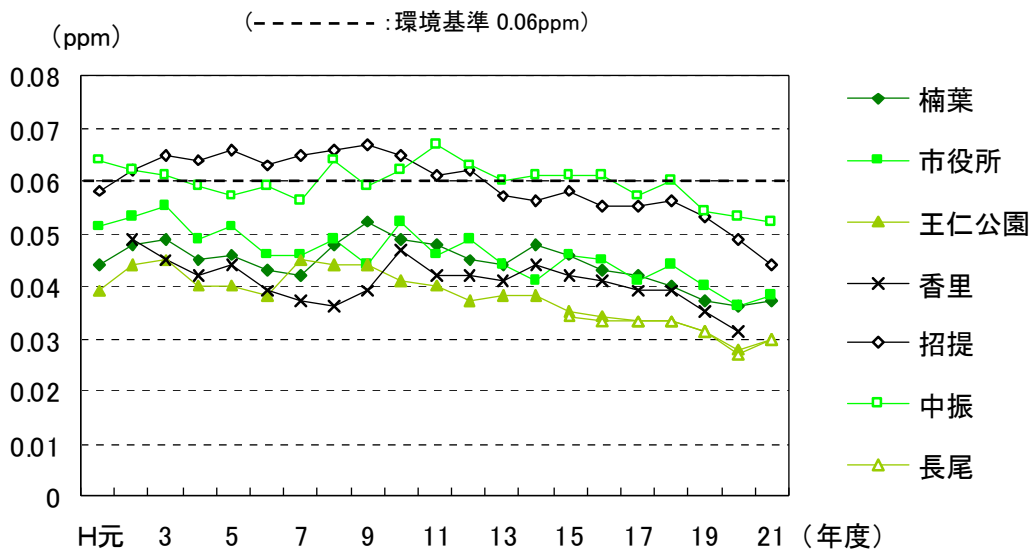


図 3.5.3 二酸化窒素(98%値)の推移と環境基準との比較

＜騒音・振動＞

平成 21 年度の一般地域における騒音は、すべて環境基準を達成しています。道路に面する地域の環境基準の達成状況は、昼夜ともに達成できたのは 87.9%、昼のみの達成は 6.7%、夜のみの達成は 0.1%、昼夜ともに環境基準を超過したのは 5.2% となっています。

工場・事業場の騒音・振動については、規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進する必要があります。

自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要があります。

＜地盤沈下・地下水質＞

地盤沈下は、近年は地下水汲み上げ規制等により沈静化し、微少量の変動がみられる程度となっています。

地下水質については、地下水質の概況を把握するための概況調査と発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための汚染井戸周辺地区調査と地下水汚染の継続的な監視を行うための継続監視調査を実施しています。平成 21 年度は、概況調査 3 地点、汚染井戸周辺地区調査 2 地区、継続監視調査 12 地区・16 井戸で調査を実施しています。

土壌汚染や地下水汚染は、いったん発生すると回復に長期間かかることから、今後も未然防止に努めていくとともに、地下水汚染の監視を継続していく必要があります。

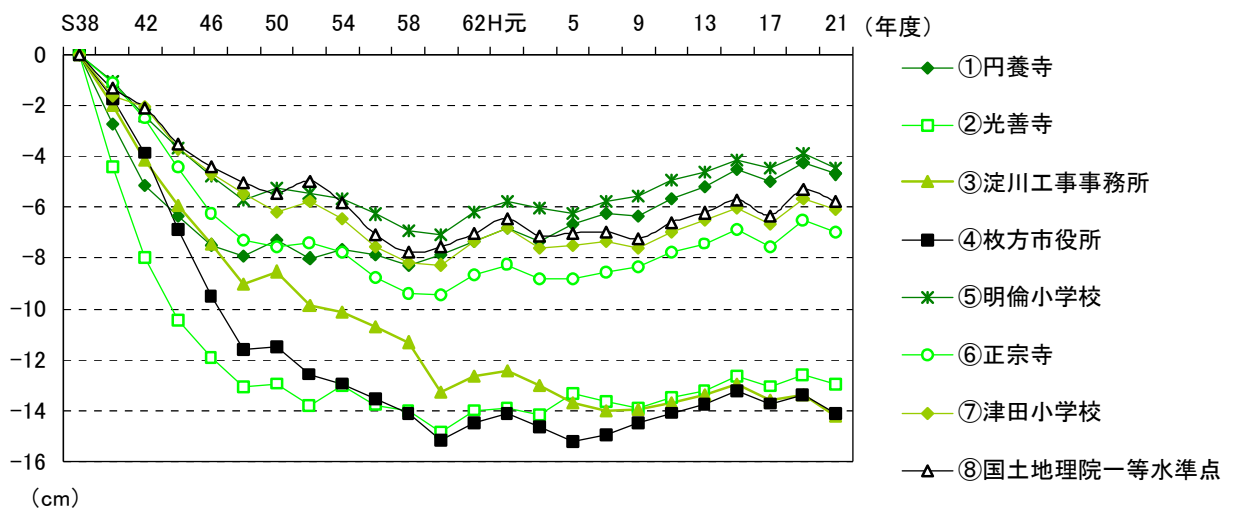


図 3.5.4 地盤沈下の状況(市内の大阪府水準点)

<化学物質>

市内の大気、河川水質・底質、地下水質、土壌のダイオキシン類の調査によると、平成 21 年度はいずれも環境基準を達成しています。その他の有害大気汚染物質については、平成 21 年度において、環境基準及び指針値を下回っています。

ダイオキシン類及び有害大気汚染物質については、引き続き、継続的な監視を行う必要があります。

アスベストについては、建築物の解体工事等に伴う対策を徹底するなど、適切に対応していく必要があります。

2) 施策の方向性

大気及び騒音について環境基準の達成をめざすとともに、土壌・地盤環境の安全性を確保し、化学物質の有害性による悪影響を防止します。

3) 施策分野

(1) 大気環境の保全

- ①アイドリングストップの啓発、低公害車等の導入を進め、自動車公害対策を推進します。
- ②工場・事業場に対して規制・指導を引き続き行います。
- ③大気汚染の常時監視及び監視データの情報提供の推進や、廃棄物の野焼き行為防止パトロールを実施するなど環境監視の充実を図ります。

<主な事業例>

- 公用車における低公害車等の導入
- 大気環境監視の実施
- 事業者への公害防止の指導

(2) 騒音・振動の防止

- ①特定建設作業や工場・事業場に対して規制・指導を引き続き行います。
- ②騒音・振動調査の実施により、環境監視の充実を図ります。
- ③低騒音舗装による道路整備に努めます。

<主な事業例>

- 騒音・振動調査の実施
- 低騒音舗装による道路整備

(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止

- ①工場・事業場に対する土壌汚染に関する規制や土壌汚染未然防止の指導、土壌・地下水汚染対策の指導などにより、土壌・地下水汚染の防止に努めます。
- ②地盤沈下状況の把握や地下水調査など環境監視の充実を図ります。

<主な事業例>

- 事業者に対する土壌・地下水汚染対策の指導
- 地盤沈下状況の把握
- 地下水の調査の実施

(4) 化学物質の適正管理

- ①工場・事業場に対する有害物質使用状況調査や廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出削減指導を行うなど、化学物質対策を推進します。
- ②有害大気汚染物質調査を実施するなど環境監視の充実を図ります。

<主な事業例>

- 有害物質使用状況調査の実施
- 有害大気汚染物質調査や大気・地下水・土壌中のダイオキシン類調査などの実施
- ダイオキシン類排出削減の指導



自動車排出ガス測定局(招提局)

コラム

モニタリングサイト 1000

モニタリングサイト 1000 とは

環境省では、日本全国で1000か所程度のモニタリングサイト(調査地)を設定し、100年間の長期にわたり継続してモニタリング調査を実施することで、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握していくこととしています。このモニタリングにより、生物多様性の保全対策の迅速な検討・実施を行うことが可能となります。

モニタリングサイト(調査地)は、様々な生態系の動向を把握するため、生態系タイプ(森林・草原、河川・湖沼・湿原、里地里山など)ごとに、バランスよく全国に配置されています。

モニタリングサイト 1000 の里地調査

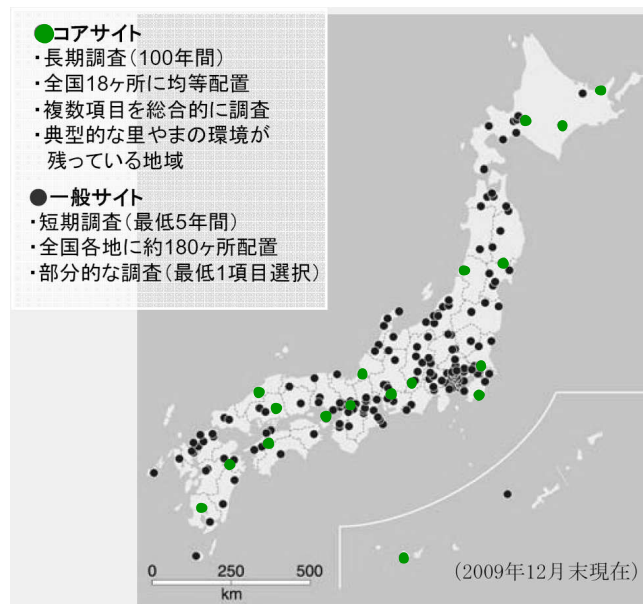
里山とは、樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域のことです。

津田・尊延寺・穂谷地区には、人と自然・生物が共存する里山が残されています。これらの里山は、棚田やため池、農耕地、森林などのさまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカやサシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。しかし、農をめぐるさまざまな状況の変化から、里山の自然を維持していくことが困難にあることから、里山は全国的に失われつつあり、大阪の代表的な里山であるこの地域も例外ではありません。



穂谷の里山

穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト(重点調査地域)として選定され、平成 18 年度から専門家、NPO、ボランティアの市民によって調査が行われています。



モニタリングサイト 1000 里地調査サイト

出典:財団法人日本自然保護協会